

但し、委員の三分の二以上の要求ありたる時は委員長は直ちに委員会を召集すべきものとす。

第八條 委員は加盟各團體より二名以上五名を推薦し、その員数は委員会之を定む。

但委員出席不能の場合は委任又は書面に依る表決を認む

委員会の議事は出席委員の過半数を以て決す。

可否同数の時は議長之を決す。

委員会の議長は委員長之に當る。

第十條 委員の任期は二年とす。

委員の缺員は當該團體より補充す。

補充されたる委員は前委員の残期を勤めるものとす。

第十一條 本會議の役員を委員長、書記長、會計、(常任委員)常任書記として大會にて選舉す。

第十二條 委員會は必要に應じて、組織部、調査部、教育部、出版部、政治部等の部門を設け委員の中より部長又は部員を選任することを得。

第十三條 委員會は必要と認めたる時は政治、經濟等の諸問題の對策に關する調査確立及實現に盡すため特別委員を委員中より選任することを得。

第十四條 本會議に若干の顧問を置くことを得。

顧問は大會又は委員會に出席し、會議に参加して意見を陳陳することを得。

第十五條 本會議の義務は加盟費納入の義務を有する。

一、加盟團體は最底月額金額壹圓以上を委員會の決定する大會とて従つて加盟費を納入す。

二、加盟各團體は右記の加盟費を毎月末日までに納入す。

三、加盟費納入の義務は加盟決定の月に始まり、脱退決定の月に終る。

第十六條 加盟團體はその團體の大會又は委員會に於いて採擇せる決議並に、その團體のなしたる運動又は爭議に於て一般労働運動に重大なる影響を及ぼすものと認めらるるものに就いては即時之を本會議へ報告する義務を有す。

第十七條 委員會は原則として本會議事務所を在地にて之を行ふ。

第十八條 委員會の議案は委員會開催前に各委員會並に加盟各團體へ通告す。

第十九條 加盟團體にして委員會へ議案を提出せんとする場合は委員會開催前に委員長へ通告すべし。

第二十條 本會議の經常費は加盟費、寄附金、その他雜收入

を以て之に充つ。

本會議の事業の性質に依り、其の遂行上、豫定の經常費を超過する出費を要するときは適當の配當を以て加盟各團體へ追加支出を求むるものとす。

第二十一條 一旦、納入の加盟費は如何なることあるも之を返却せず。

第二十二條 本會議の豫算は會計に於てその原案を作製し、委員會の協賛を求むるものとす。

第二十三條 會計の決算は大會の承認を求むるものとす。

第二十四條 會計年度は二月一日より十二月三十一日までとす。

第二十五條 委員長は重要な産業に起れる爭議又は長期に亘る爭議にして一般労働運動に重大なる影響を與ふるものと認めたるとき又は加盟團體の要求に依りてその爲しつゝある爭議に對し應援をなす必要ありと認めたる時は直ちにその對策を決定するため委員會を召集すべし。

但し原則として、爭議の戰術方法及解決對策に就いては爭議團の自主權を確保すると同時に應援の内容及程度に

二、日本海員組合門司支部 支部長 飯島 林太郎

九州地方協議會 加盟團體とその陣容

一、日本海員組合門司支部 支部長 飯島 林太郎

二、日本海員組合門司支部 支部長 飯島 林太郎

三、本會議の統制を亂すもの。

四、六ヶ月に亘りて故なく加盟費を納入せざるもの。

第二十九條 本規約は大會に於いて三分の二以上の多數を以て之を變更することを得。

第三十條 本規約は大會に於いて三分の二以上の多數を以て之を變更することを得。

第三十一條 本規約は大會に於いて三分の二以上の多數を以て之を變更することを得。

第三十二條 本規約は大會に於いて三分の二以上の多數を以て之を變更することを得。

第三十三條 本規約は大會に於いて三分の二以上の多數を以て之を變更することを得。

第三十四條 本規約は大會に於いて三分の二以上の多數を以て之を變更することを得。

第三十五條 本規約は大會に於いて三分の二以上の多數を以て之を變更することを得。

第三十六條 本規約は大會に於いて三分の二以上の多數を以て之を變更することを得。

第三十七條 本規約は大會に於いて三分の二以上の多數を以て之を變更することを得。

第三十八條 本規約は大會に於いて三分の二以上の多數を以て之を變更することを得。

第三十九條 本規約は大會に於いて三分の二以上の多數を以て之を變更することを得。

第四十條 本規約は大會に於いて三分の二以上の多數を以て之を變更することを得。

第四十一條 本規約は大會に於いて三分の二以上の多數を以て之を變更することを得。

第四十二條 本規約は大會に於いて三分の二以上の多數を以て之を變更することを得。

第四十三條 本規約は大會に於いて三分の二以上の多數を以て之を變更することを得。